

# 欠席の手続き

授業を欠席した場合、欠席の理由によって手続きの方法が異なります。下記の表を見て、対応してください。

提出書類の記入にあたっては、保証人の自筆の署名と捺印が必要なので、事後すみやかに手続きするようにしてください。

## 学校伝染病

学校保健法施行規則第19条に規定された伝染病のこと。

## 忌引き

近親者が死去し、喪に服すること。



ホームページからもダウンロードできます

## 忌引届

## 公欠

該当する授業の回数と欠席回数を公欠回数分減らす措置。欠席を出席の扱いにするものではありません。

(例) 授業回数 15回・欠席2回(そのうち1回が公欠の場合)  
↓  
授業回数 14回・欠席1回

欠席理由	必要な書類	手続き場所	提出期限*	公欠
学校伝染病	欠席届・診断書	授業運営課	登校後1週間以内	○
近親者の忌引き	忌引届・会葬礼状	授業運営課	忌引きの期間最終日から2週間以内	○
通学区間の交通機関が不通になった場合(授業休講の範囲外で)	欠席届	授業運営課	欠席日から1週間以内	○
教育実習・保育実習	書類提出の必要はありません。			○
介護等体験 研修行事など 学校行事への参加	平常授業と重なる場合、書類提出の必要はありません。補講と重なる場合、「欠席届」を授業運営課に提出してください。			○
裁判員制度による裁判への参加	授業運営課で手続きが必要です。別途掲示を確認してください。			○
病気・ケガ・災害等(1週間以上)	欠席届・診断書	授業運営課	登校後1週間以内	×
病気・ケガ・災害等(1週間未満)	書類提出の必要はありません。欠席した授業の担当教員に、報告してください。			×
課外活動(試合・公演・発表など)				×
就職活動	書類提出の必要はありません。ただし、工学部の学生は、「就職活動による欠席届」を授業運営課に提出してください(随時)。			×

\*提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

## ●公欠

授業の欠席が、その事由から公欠の扱いになる場合があります。

公欠は、大学から科目担当教員に連絡します。学生が個人的に科目担当者に願い出て公欠の扱いにはなりません。

公欠の扱いになる主な事由は、上記表「公欠」欄に○がついていること等です。

### (1) 学校伝染病

学校伝染病と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校することができません。医師の診断書(期間を記載してもらうこと)に基づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠の扱いとします。

### (2) 近親者の忌引き

近親者が死去し喪に服する場合は、所定の忌引届の用紙に必要事項を記し、会葬礼状など証明する書類を添えて、忌引き期間最終日から2週間以内に授業運営課に提出してください。

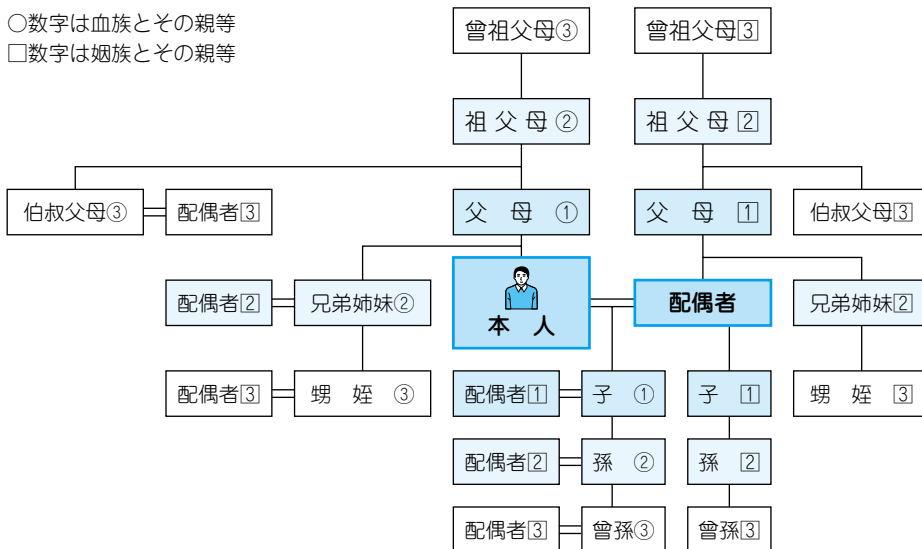
ただし、追試験受験を希望する者は、「試験規程」第7条に基づき、当該科目の試験実施日(レポート提出締切日)を含めて4日以内に手続きしなければなりません。

なお忌引きとして取扱う日数は次のとおりとし、その期間は公欠の扱いになります。ただし、法事による欠席は忌引きの扱いにはなりません。

試験規程

☞ p.289～290

- 1 親等（父母など） 連続7日間（休・祝日を含む）
- 2 親等（祖父母・兄弟姉妹など） 連続3日間（休・祝日を含む）
- 3 親等（伯叔父母・曾祖父母など） 1日間（休・祝日を含む）



(3) 授業が休講となる範囲外で、通学区間の交通機関がストライキ、事故、台風等で不通となり、通学が困難となった場合

欠席日から1週間以内に授業運営課に「欠席届」を提出してください。報道等で事実確認をした後、公欠の扱いとします。

なお、公欠の対象となる授業時間については、下記のとおりです。

《午前6時までに運転が再開されたとき》  
授業は平常通り実施

《午前6時以降9時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は4時限目まで公欠

1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	8 限	9 限	10 限
←	公欠		→	←		授業			→

《午前9時以降11時までの間に運転が再開されたとき》 当日の授業は6時限目まで公欠

1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	8 限	9 限	10 限
←		公欠			→	←	授業		→

《午前11時以降に運転が再開されたとき》 当日の授業はすべて公欠

1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	8 限	9 限	10 限
←				公欠					→

授業のしくみ

☞ p.41